

# 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめへの意見

2007年9月4日  
(社)日本民間放送連盟

# 1. 通信・放送の総合的な法体系の検討にあたって

- 「言論表現の自由」、「通信の秘密」といった憲法上の『国民の権利』と、情報の流通促進による『産業振興』の双方を重視した複合的な制度整備が求められる。ただし、前者の『国民の権利』は民主主義社会の基本原則として、その保障が大前提となり、後者の『産業振興』は技術革新や経済環境の動向によって変化する。このことを十分に踏まえた上で、国民にとって望ましい情報環境はどうあるべきかについて、考察を深めるべきである。
- 放送と通信はともに、国民生活の基盤となる情報インフラだが、それぞれ固有の役割がある。通信・放送法制の再設計を検討するにあたり、両者の「融合」に過度に傾斜することがあってはならない。現行放送法の理念を継承し、放送法の骨格を成す「民放・NHKによる二元体制」を含め、放送が果たす文化的役割やジャーナリズム機能を基本理念として位置づけるべきである。

※ 「放送とブロードバンド通信は、一方が他方を完全に代替するという関係ではなく、各々特徴を持ったメディアとして発展をし、相互の特徴を活かし合って、相乗効果を発揮していくことが期待される関係にある」〔放送政策研究会最終報告(2003年2月27日)より〕。この見解を踏まえ、総合的法体系研究会「中間取りまとめ」では、通信・放送の融合・連携の語を使っている旨、注記されている。

- 著作権法など関連法制との整合性について、課題を明確にすべきである。

## 2. レイヤー型法体系構想について

- レイヤー型法体系への転換は、その必然性や効用が十分に説明されているとは言い難い。現在の法体系が国民生活や産業経済に及ぼしている具体的な不利益を含め、より合理的な説明が必要である。

※ 中間取りまとめが論拠の一つに挙げた、EUの「視聴覚メディアサービス指令」は、ブロードバンド上の動画配信サービスについて、その発信者に地上テレビ放送に準じたコンテンツ規律を適用することが主な内容であり、現行の通信・放送法体系をレイヤー型に転換するよう各国に求める趣旨ではないと考える。

- 「基幹放送」たる地上放送は、電波法(伝送インフラ規律)に基づく施設免許として放送免許を付与され、番組の内容は放送法の規律(自主自律によるコンテンツ規律)を受けるという二層構造をとっている。この構造のもとで、番組内容に対する行政の直接的な関与を防ぐとともに、視聴者まで最終的に番組を届ける手段を放送事業者自らが保有することによって、“放送による表現の自由”を制度的に保障してきた経緯がある。
- 地上放送の法体系をレイヤー型に転換する具体的な利点や意義は見出せず、したがってレイヤー型への転換には反対である。

### 3. 「基幹放送」の存在を制度上、積極的に位置づけるべき

- 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(2006年6月)は、総合的な法体系の検討にあたって「基幹放送の概念の維持を前提に」と明記した。これは国として「基幹放送」の社会的必要性をあらためて認め、その存在を制度上、積極的に位置づけるべきだとの認識を示したものである。法体系の見直しにあたって、この「政府与党合意」の趣旨を十分に踏まえるべきである。
- 基幹放送とは地上ラジオ・テレビ放送を意味すると考える。生活に不可欠な情報と娯楽を届け、緊急時には国民の生命や身体の安全に貢献する。ジャーナリズム機能を発揮し、議題設定や世論形成の機能を担う。制度上の「あまねく普及」「災害放送」などの義務規定だけでなく、地上放送が日ごろ果たしている様々な社会的役割が、実態として基幹放送の定義や概念を形作っている。
- 基幹放送たる地上放送の重要な役割は「地域性」にある。地域の人々が地域の情報を享受できる「情報環境」を保障するものであり、このことを制度上担保しているのが、ハード・ソフト一致原則と県域免許制度である。

### 3. 「基幹放送」の存在を制度上、積極的に位置づけるべき

- 民間放送事業者は制度上の規律・規制の強化は望まない。むしろ、言論表現の自由を拡大したり、経営基盤の強化に資するような規制緩和は歓迎する。レイヤー型に転換しなくとも、規制緩和は可能ではないか。
- 中間取りまとめでは地上ラジオ放送、BS放送への言及がなく、地上テレビ放送とのバランスを欠いている。地上ラジオ放送やBS放送は全国の視聴者が利用可能なサービスであり、その社会的役割や影響力を踏まえ、基幹放送たる地上ラジオ放送、準基幹放送たるBS放送を位置付けるべきである。また、NHKに関する記述がまったくないことも、国民の「情報環境」という観点から言えば、バランスを欠いているのは明らかである。
- 「放送」の名称を「メディアサービス」と言い換えているが、国民は「放送」という名称から、情報や番組の信頼性・安全性と社会的役割を想起し、そうした認識を共有している。放送法の理念や「放送」という法律上の名称は積極的に継承すべきである。

※本資料2ページで引用した放送政策研究会最終報告のとおり、「放送と通信は各々特徴を持ったメディアとして発展をし、相互の特徴を活かし合って、相乗効果を発揮していくことが期待される関係にある」ことから、「放送」という法律上の名称は積極的に継承すべきである。

## 4. コンテンツ法制について

- 「通信」コンテンツに対する規律の導入については、インターネット上の表現活動の制約につながる懸念を払拭できない。“有害”コンテンツの社会問題化は民間放送事業者としても認識しているが、違法とは言えない“有害”コンテンツの排除は、関係事業者による自主的な取り組みに委ねるべきである。
- 伝送路資源に有限希少性がないインターネットに対しては、原則として規律・規制をかけるべきではない。電磁的ネットワークの情報に対し社会的影響力のみを根拠としてコンテンツ規律をかけることは、社会的影響力を持つ新聞・雑誌など印刷メディアの情報に規律がかからないことと整合性がとれない。
- そもそもメディアの社会的影響力は当該事業者の自助努力に負うところが大きく、発信力を強めるほど厳しいコンテンツ規律がかかれば、事業者の自由旺盛な活動を妨げるおそれがある。中間取りまとめからは、メディアサービスや公然通信の社会的影響力を行政が判断して事業者を類型化することが想定されるが、行政判断が曖昧であったり恣意的であったりすると、「表現の自由」など国民の諸権利を不当に侵害または制約するおそれがある。